

たけのこ学童クラブ・新町学童たけのこクラブ 利用規約

第1章 総則

(名称)

第1条 当学童保育の名称は「たけのこ学童クラブ」及び「新町学童たけのこクラブ」（以下、併せて「本学童」という。）という。

(学童保育の趣旨)

第2条 本学童は、厚生労働省の定める放課後児童クラブ運営指針（平成27年3月）に基づき、大阪市内の小学校のうち主に堀江小学校及び明治小学校（ただし、これら2校に限定されない。以下、併せて「学校」という。）に通う児童の健全な育成と遊び及び生活の支援を提供することを趣旨として設置・運営される。

(本利用規約の目的)

第3条 本利用規約は、本学童を利用するにあたり、児童及び保護者が守るべき事項を定めるものである。児童及び保護者は、本学童が、利用者である保護者の総意・協力によって運営維持される組織であることを十分に理解した上、本学童利用にあたっては本利用規約に定める事項を遵守しなければならない。

(運営)

第4条 本学童は、本学童を利用する児童の保護者（以下「利用保護者」という。）により構成される保護者会において、学童の運営に当たる。

(活動場所)

第5条 本学童の活動場所及び事務所は、大阪市内に置く。

(本利用規約の範囲)

第6条 保護者会が別途通知する利用上の決まりその他の利用条件等の告知（以下「別途通知等」という。）は、本利用規約の一部を構成する（以下、本利用規約と併せて「利用規約等」という。）。

2 本利用規約と別途通知等に定められた内容が異なる場合、別途通知等の定めが優先して適用される。

(本利用規約の変更・施行)

第7条 本利用規約は、保護者会の定時総会又は臨時総会で決議を経た上で、変更・施行することができる。

- 2 変更後の本利用規約については、保護者がインターネットの利用その他の適切な方法により周知した時点より効力を発する。
- 3 利用保護者は、保護者の決議を経た規約の変更に対し、異議を申し立て、権利を主張し、その他一切の請求をすることができない。

第2章 会員

(会員)

第8条 会員とは、本学童の趣旨に賛同し、利用規約等に同意した上で、入会を申し込み、保護者が承認した保護者及びその児童をいう。

(入会)

第9条 入会を希望する児童の保護者（以下「入会希望者」という。）は、所定の入会申込書に必要事項を記入押印した上、本学童が定めた必要書類を添えて、本学童に提出する。

2 入会希望者は、入会時に児童の食物・薬・動植物等のアレルギー、病気、障害の有無を申し出る必要がある。申し出をしなかったことにより発生したトラブルや損害について、本学童は、一切の責任と損害賠償の請求を免れる。

3 保護者は、入会希望者について、きょうだい関係を優先した上で、必要に応じて抽選等を行い、会員として承認するかどうかを決定する。

4 入会希望者は、保護者の入会承認後、保護者が別途定める入会金及び1ヶ月分の利用料を納付することにより、会員たる資格を得ることができる。

(入会期間)

第10条 入会期間は、本学童の利用開始日から児童の小学校卒業時までとする。ただし、大阪市留守家庭児童対策事業において、満18歳に達する年度まで対象となる児童については、当該年度末までとする。

(利用料)

第11条 会員は、毎月開催される保護者の定例会までに、保護者が毎年4月に定める金額の利用料を支払わなければならない。

(事業部費等)

第12条 会員は、保護者の求めに応じ、適宜、事業部費その他の費用を支払わなければならない。

(変更の届出)

第13条 会員は、届出会員情報に変更があった場合には、速やかに保護者に所定の方法にて変更の届出を行う。

(退会)

第14条 会員は、原則として1ヶ月前に退会届を保護者会に提出することにより退会することができる。

2 会員は、退会に伴う未利用期間についても、支払済みの入会金、利用料及び事業部費等の払戻しを請求することはできない。

(会員の停止・除名)

第15条 保護者会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会員の会員資格を一時停止又は除名することができる。この場合、会員は、会員たる資格を有する日を含む月までの利用料金に未納金がある場合、直ちに完納しなければならない。

- ① 利用規約等に違反した場合
- ② 利用料等の支払いを怠った場合
- ③ 本学童の運営を妨害した場合
- ④ 本学童の信用を毀損した場合
- ⑤ 本学童の財産を侵害した場合
- ⑥ 他の会員の身体、財産、名誉又は信用を毀損した場合
- ⑦ 法令もしくは公序良俗に違反し、又は犯罪に結びつく行為をした場合
- ⑧ 本学童の趣旨に著しく反する行為をした場合
- ⑨ その他、本学童の運営に支障があると保護者会が判断した場合

(保険等の加入)

第16条 本学童は、予期しない事故等が発生した場合に備え、火災保険や傷害保険等に加入する。

第3章 保護者会

(保護者会)

第17条 本学童は、利用保護者より構成される保護者会において、学童の運営に当たる。

2 保護者会は、原則として毎年4月に定時総会を行うほか、必要に応じて臨時総会を行う。定時総会においては、前年度の運営・決算の報告、新年度の運営計画・予算の協議、本利用規約の変更等を行う。

3 保護者会は、原則として毎月第2土曜日に定例会を行うほか、必要に応じて臨時会を行う。定例会においては、月次の保育・会計の報告、運営委員及び各係が担当する事案についての協議等を行う。

4 保護者会は、毎年4月に、利用保護者から運営委員を3名以上選出する。運営委員の任期は1年とする。運営委員が任期中に退会等した場合、保護者会は運営委員を新たに選出することができる。新たに選出された運営委員の任期は、現任者の残任期間とする。

- 5 保護者会は、利用保護者の希望を基礎に、利用保護者を保護者会で設置した係に配置する。

(決議方法)

第18条 本学童の運営は、保護者会の協議及び決議により行う。

- 2 保育料の変更等会計に関する件、及び運営委員の選任解任の決議に際して必要な世帯数は、保護者会に所属する全世帯の過半数とする。
- 3 規約の変更、引越し、その他保護者会において本項により決議することとした事項の決議に際して必要な世帯数は、保護者会に所属する全世帯の4分の3とする。
- 4 第2項及び前項以外の事案については、運営委員及び各係において実行案を作成の上、保護者会に所属する全世帯に諮り、意見を聴取し、反対意見等が出ない場合は実行する。反対意見等が出た場合は、運営委員及び各係において再検討の上、再度全世帯に諮る。

第4章 利用

(開所日及び開所時間)

第19条 本学童は、以下のとおり開所する。

- ① 平日：児童の下校時刻から19時
- ② 学校休業日（土曜日、春・夏・冬休み等）：8時から19時
- ③ 日曜日、国民の祝日、お盆（8月13日～15日）、年末年始（12月29日～1月3日）及びその他災害等によりやむを得ず開設することが困難な場合は、原則として開所しない。
- ④ 開所日においては、会員による事前の申出により、最長19時30分まで延長することができる。会員は、延長した回数に応じて保護者会の定める延長料金を支払わなければならない。

(本学童における学習)

第20条 本学童の指導員（以下「指導員」という。）は、児童の学校の宿題について、児童がこれに取り組んでいるかどうかを確認し、取り組まない児童に対して適切な指導を行う。ただし、指導員は、宿題の完了又は解答の正誤までを確認し保証するものではなく、あくまでも児童及びその保護者が自己の責任においてこれを行う。

- 2 児童は、本学童において、塾や公文等の学校以外の教育機関において要求される学習をすることができるが、指導員は、学校の宿題以外の学習について指導を行う義務を負わない。

(病気児童の保育)

第21条 児童が発熱した場合、又は感染症の罹患等により学校から出席停止の指示を受

けている場合、利用保護者は当該児童を本学童に登所させてはならない。

(学校閉鎖時等の保育)

第22条 児童の通う学校において、感染症の蔓延により学校閉鎖、学年閉鎖又は学級閉鎖となった場合であっても、罹患等により出席停止されていない児童は本学童に登所することができる。この場合、運営委員及び担当係は、指導員との協議を経た上で、適宜開所時刻を変更することができる。

2 前項により開所する場合、利用保護者は保育をサポートする。

(気象警報・特別警報発令時の保育)

第23条 気象警報又は特別警報が発令された場合、運営委員及び担当係は、指導員との協議を経た上で、開所の有無及び開所・閉所時刻を決定する。

2 前項により開所する場合、利用保護者は保育をサポートする。

(利用保護者・本学童への連絡)

第24条 本学童から利用保護者、及び利用保護者から本学童への連絡は、保護者が別途定める連絡方法に従って行う。利用保護者は、回答が必要な連絡については、すみやかに回答しなければならない。なお、利用保護者は、当日の連絡については、指導員が保育中であるなど返事ができない場合があることを理解し、前もって了承する。

(施設の廃止・利用の制限)

第25条 本学童は、天災地変、法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化、経営上の都合その他やむを得ない事由が発生した場合、施設及びサービスの一部を廃止し、また、その利用を制限することができる。この場合、会員に対する補償や賠償は一切行わない。

(個人情報)

第26条 本学童及び保護者は、会員の個人情報を、以下の目的のためにのみ利用する。

- ① 会員の本人確認
- ② 入会審査等の手続き
- ③ サービスの提供、イベント、利用料等に関するお知らせ
- ④ 緊急時の連絡、問い合わせ
- ⑤ その他、会員から得た同意の範囲内での利用

2 前項に関わらず、刑事訴訟法第218条（令状による捜査）その他同法の定めに基づく強制的処分が行われた場合、本学童及び保護者は、当該処分の定める範囲内で個人情報を関係機関に開示又は提供することができる。

(雑則)

第27条 本利用規約に定めるもののほか、本学童の運営上必要な事項は、本学童又は保護者会において別に定める。

附則

この規約は、2022年4月1日から施行する。